

める条例の一部を改正する条例、福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県特別児童扶養手当等の支給に関する法律等に係る事務処理の特例に関する条例、福島県医療法施行条例の一部を改正する条例、福島県歯科技工士法に係る事務処理の特例に関する条例、福島県保健師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例、福島県立テクノアカデミー条例の一部を改正する条例、福島県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例、福島県農業総合センター条例の一部を改正する条例、福島県農産物検査機関登録申請等手数料条例、福島県公有地の拡大の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県港湾施設特別利用料徴収条例の一部を改正する条例、福島県都市公園条例の一部を改正する条例、福島県営住宅等条例の一部を改正する条例、福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例、福島県工業用水道条例の一部を改正する条例及び福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県条例第六十号

福島県税条例の一部を改正する条例

福島県税条例（昭和二十五年福島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第十条の二中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十三条から第十五条までを次のように改める。

（徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法等）

第十三条 知事は、法第十五条第三項又は第五項の規定により、同条第一項若しくは第二項の規定による徴収の猶予（以下この条及び第十五条において「徴収猶予」という。）又は法第十五条第四項の規定による徴収猶予をした期間の延長（次項及び第三項において「徴収猶予の期間の延長」という。）に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

2 知事は、徴収猶予又は徴収猶予の期間の延長を受けた者が次項の規定により通知された納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

3 知事は、第一項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期

限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収猶予又は当該徴収猶予の期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

4 知事は、第二項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

（徴収猶予の申請手続等）

第十三条の二 法第十五条の二第一項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十五条第一項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

二 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額

三 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額

四 当該猶予を受けようとする期間

五 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか（分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。）

六 猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、猶予期間が三月を超える場合には、提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

2 法第十五条の二第一項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第十五条第一項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類

二 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

三 猶予を受けようとする日前一年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

四 猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、猶予期間が三月を超える場合には、施行令第六条の十の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 法第十五条の二第二項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

二 第一項第二号から第六号までに掲げる事項

4 法第十五条の二第二項及び第三項に規定する条例で定める書類は、第二項第二号から第四号までに掲げる書類とする。

5 法第十五条の二第三項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額

二 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむ

を得ない理由

- 三 猶予期間の延長を受けようとする期間
- 四 第一項第五号及び第六号に掲げる事項
- 6 法第十五条の二第四項に規定する条例で定める書類は、第二項第四号に掲げる書類とする。
- 7 法第十五条の二第八項に規定する条例で定める期間は、二十日とする。
- 第十四条 (職権による換価の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法等)
- 第十四条 知事は、法第十五条の五第二項において読み替えて準用する法第十五条第三項又は第五項の規定により、法第十五条の五第一項の規定による換価の猶予(以下この条及び第十五条において「職権による換価の猶予」という。)又は法第十五条の五第二項において読み替えて準用する法第十五条第四項の規定による換価の猶予をした期間の延長(以下この条において「職権による換価の猶予期間の延長」という。)をする場合には、その職権による換価の猶予に係る金額(その納付又は納入を困難とする金額として施行令第六条の九の三第一項で定める額を限度とする。)をその職権による換価の猶予又は職権による換価の猶予期間の延長をする期間内の各月(知事がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の知事が指定する月)に分割して納付し、又は納入させるものとする。
- 2 第十三条の規定は、法第十五条の五第二項において読み替えて準用する法第十五条第三項又は第五項の規定により、職権による換価の猶予又は職権による換価の猶予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。
- 3 法第十五条の五の二第一項及び第二項に規定する条例で定める書類は、前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類とする。
- (申請による換価の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法等)
- 第十四条の二 法第十五条の六第一項に規定する条例で定める期間は、六月とする。
- 2 知事は、法第十五条の六第三項において読み替えて準用する法第十五条第三項又は第五項の規定により、法第十五条の六第一項の規定による換価の猶予(以下この条及び次条において「申請による換価の猶予」という。)又は法第十五条の六第三項において準用する法第十五条第四項の規定による申請による換価の猶予をした期間の延長(以下この条において「申請による換価の猶予期間の延長」という。)をする場合には、その申請による換価の猶予に係る金額(その納付又は納入を困難とする金額として施行令第六条の九の三第二項において読み替えて準用する同条第一項で定める額を限度とする。)をその申請による換価の猶予又は申請による換価の猶予期間の延長をする期間内の各月(知事がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の知事が指定する月)に分割して納付し、又は納入させるものとする。
- 3 第十三条の規定は、法第十五条の六第三項において読み替えて準用する法第十五条第三項又は第五項の規定により、申請による換価の猶予又は申請による換価の猶予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。
- 4 法第十五条の六の二第一項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困

難となる事情の詳細

- 二 第十三条の二第二項第二号、第四号及び第六号に掲げる事項
- 三 納付し、又は納入すべき金額のうちその納付又は納入を困難とする金額
- 四 猶予に係る金額を分割して納付し、又は納入する場合の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額
- 5 法第十五条の六の二第二項及び第二項に規定する条例で定める書類は、第十三条の二第二項第二号から第四号までに掲げる書類とする。
- 6 法第十五条の六の二第二項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 第十三条の二第一項第六号に掲げる事項
 - 二 第十三条の二第五項第一号から第三号までに掲げる事項
 - 三 第四項第四号に掲げる事項
 - 七 法第十五条の六の二第三項において準用する法第十五条の二第八項に規定する条例で定める期間は、二十日とする。
- (担保を徴する必要がある場合)
- 第十五条 法第十六条第一項ただし書に規定する条例で定める場合は、徴収猶予、職権による換価の猶予若しくは申請による換価の猶予に係る金額が百万円以下である場合、これらの猶予期間が三月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。
- 第三十九条第一項第二号、第三十九条の四第一項第二号、第三十九条の六第一項第一号並びに第三十九条の七第一項及び第二項中「及び保険業」を「、保険業及び貿易保険業」に改める。
- 第五十七条第一項第五号ア及び第六十九条第一項第五号ア中「身体障害者」を「身体障害者等」に改める。
- 附則第十條の二の六第一項第三号中「第二条第十四項」を「第二条第十六項」に改める。
- 附 則
- (施行期日)
- 第一条 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第五十七条第一項第五号ア及び第六十九条第一項第五号アの改正規定 公布の日
 - 二 第三十九条第一項第二号、第三十九条の四第一項第二号、第三十九条の六第一項第一号並びに第三十九条の七第一項及び第二項の改正規定 平成二十九年四月一日
 - 三 附則第十條の二の六第一項第三号の改正規定 大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十一号)の施行の日
- (法人の事業税に関する経過措置)
- 第二条 改正後の福島県税条例第三十九条第一項第二号、第三十九条の四第一項第二号、第三十九条の六第一項第一号並びに第三十九条の七第一項及び第二項の規定は、平成二十九年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

福島県条例第七七号

福島県森林環境税条例の一部を改正する条例

福島県森林環境税条例（平成十七年福島県条例第三号）の一部を次のように改正する。
第二条中「平成二十七年度」を「平成三十二年度」に改める。
第三条第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（税 務 課）

福島県条例第八八号

福島県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

福島県産業廃棄物税条例（平成十七年福島県条例第四号）の一部を次のように改正する。
第二条第二号及び第四条第一項中「第十二条第三項」を「第十二条第五項」に改める。
附則に次の一項を加える。

13 知事は、平成三十二年度末を用途として、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（税 務 課）

福島県条例第九九号

職員の退職管理に関する条例

（趣旨）

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第三十八条の二第八項及び第三十八条の六第二項の規定に基づき、職員の退職管理に關し必要な事項を定めるものとする。
（再就職者による依頼等の規制）

第二条 法第三十八条の二第二項、第四項及び第五項の規定によるもののほか、再就職者（同条第一項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第八項の国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相當する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第三十八条の二第二項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役員（同項に規定する役員をいう。）又は同条第八項の役員に類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第一項に規定する契約等事務をいう。）であつ

て離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

（任命権者への届出）

第三条 管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であつた者（退職手当通算予定職員（法第三十八条の二第三項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であつた者であつて引き続き退職手当通算法人（同条第二項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第二項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後二年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となつた場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相當する職の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（人 事 課）

福島県条例第一百十号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条 職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号）の一部を次のように改正する。
第十七条の三第二項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十四条（第四十八条で準用する場合を含む。）又は第四十五条」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条第一項本文」に改める。

（福島県職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第二条 福島県職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年福島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。
第十五条第四項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十四条第一項又は第四十五条」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条第一項本文」に改める。

（福島県行政手続条例の一部改正）

第三条 福島県行政手続条例（平成七年福島県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。
第三条第十号中「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

（福島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第十九条第二項第四号中「ことのある」を削る。

（福島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第四条 福島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年福島県条例第

十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(福島県個人情報保護条例の一部改正)

第五条 福島県個人情報保護条例(平成六年福島県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の八の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)の規定による異議申立て」を「審査請求」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(審理員の指名に関する規定の適用除外)

第二十一条の九 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第九条第一項の規定は、適用しない。

第二十二条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「又は利用停止決定等」を「若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為」に、「行政不服審査法の規定による不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同項第一号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第二号から第四号までを次のように改める。

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く)。

三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る訂正請求の全部を認容して訂正することとするとき。

四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る利用停止請求の全部を認容して利用停止することとするとき。

第二十二条第二項中「前項」を「第一項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第九条第三項において読み替えて適用する同法第二十九条第二項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第二十二条の二第一号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の下に「(行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人という。以下この節及び第四章において同じ。)」を加え、同条第三号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る保有個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第二十二条の三の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定又は」を削り、同条第一号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第二号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「に係る開示決定等」の下に「(審査請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)」を加え、「当該開示決定等」を「当該審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

第三十二条第四項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第三十三条第一項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第二項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第三十四条第一項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第二項中「不服申立人等から」を「第三十二条第三項若しくは第四項又は前項の規定による」に、「が提出された場合、不服申立人等」を「の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を審査請求人等」に、「その旨を通知」を「送付」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第三十四条に次の一項を加える。

3 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第三十五条第一項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「に対し、」の下に「第三十二条第三項若しくは第四項又は前条第一項の規定により」を、「資料」の下に「(電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第三十五条の次に次の一条を加える。

(反論書の提出)

第三十五条の二 諮問実施機関は、次に掲げる書類その他の物件が提出されたときは、当該書類その他の物件を審査会に提出するものとする。

一 行政不服審査法(以下この条において「法」という。)第九条第三項において読み替えて適用する法第三十条第一項の規定により提出された反論書

二 法第九条第三項において読み替えて適用する法第三十条第二項の規定により提出された意見書

三 法第九条第三項において読み替えて適用する法第三十一条又は法第三十四条から第三十七条までに規定する手続の記録

四 法第九条第三項において読み替えて適用する法第三十三条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件

五 法第三十二条第一項又は第二項の規定により提出された証拠書類若しくは証拠

物又は書類その他の物件

第三十六条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第三十七条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(福島県情報公開条例の一部改正)

第六条 福島県情報公開条例(平成十二年福島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

目次及び第三章の章名中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十八条の二の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)」の規定による異議申立てを「審査請求」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(審理員の指名に関する規定の適用除外)

第十八条の三 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第九条第一項の規定は、適用しない。

第十九条第一項各号列記以外の部分中「開示決定等」の下に「又は開示請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法の規定による不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同項第一号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとするとき(当該公文書の開示について反対意見書が提出されているときを除く)。

第十九条第二項中「前項」を「第一項」に、「その不服申立て」を「当該審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第九条第三項において読み替えて適用する同法第二十九条第二項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第二十条第一号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の下に「(行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人という。以下この章において同じ。)」を加え、同条第二号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三号中「その不服申立てに係る開示決定等」を「当該審査請求に係る公文書の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第二十一条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定又は」を削り、同条第一号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第二号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「に係る開示決定等」の下に「(審査請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。)」を加え、「当該開示決定等」を「当該審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

第二十三条第四項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第二十四条第一項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第二項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第二十五条第一項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第二項中「不服申立人等から」を「第二十三条第三項若しくは第四項又は前項の規定による」に、「が提出された場合、不服申立人等」を「の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を審査請求人等」に、「その旨を通知」を「送付」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第二十五条に次の一項を加える。

3 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第二十六条第一項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「に対し、」の下に「(電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第二十六条の次に次の一条を加える。

(反論書等の提出)

第二十六条の二 諮問実施機関は、次に掲げる書類その他の物件が提出されたときは、当該書類その他の物件を審査会に提出するものとする。

一 行政不服審査法(以下この条において「法」という。)第九条第三項において読み替えて適用する法第三十条第一項の規定により提出された反論書

二 法第九条第三項において読み替えて適用する法第三十条第二項の規定により提出された意見書

三 法第九条第三項において読み替えて適用する法第三十一条又は法第三十四条から第三十七条までに規定する手続の記録

四 法第九条第三項において読み替えて適用する法第三十三条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件

五 法第三十二条第一項又は第二項の規定により提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件

第二十七条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第二十八条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（以下「旧給与条例」という。）第十七条の第三項（旧給与条例第十七条の第四項及び旧給与条例第十九条第九項において準用する場合を含む。）の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下この項において「一時差し処分」という。）に係る旧給与条例第十七条の第三項（旧給与条例第十七条の第四項及び旧給与条例第十九条第九項において準用する場合を含む。）の規定による一時差し処分の取消しの申立てであつてこの条例の施行の日前にされた一時差し処分に係るものについての第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第十七条の第三項（新給与条例第十七条の第四項及び新給与条例第十九条第九項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、なお従前の例による。

3 第二条の規定による改正前の福島県職員の退職手当に関する条例（以下「旧退職手当条例」という。）第十五条第一項、第二項又は第三項の規定による一般の退職手当の支払を差し止める処分（以下この項において「支払差し処分」という。）に係る旧退職手当条例第十五条第四項の規定による支払差し処分の取消しの申立てであつてこの条例の施行の日前にされた支払差し処分に係るものについての第二条の規定による改正後の福島県職員の退職手当に関する条例第十五条第四項の規定の適用については、なお従前の例による。

4 第五条の規定による改正前の福島県個人情報保護条例（以下「旧個人情報保護条例」という。）第十五条第二項、第二十一条第二項若しくは第二十一条の七第二項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等（以下これらを「処分」という。）又は旧個人情報保護条例第十一条第一項、第十九条第一項若しくは第二十一条の四第二項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求（以下この項においてこれらを「請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであつてこの条例の施行の日前にされた処分又はこの条例の施行の日前にされた請求に係る不作為に係るものについての第五条の規定による改正後の福島県個人情報保護条例の規定の適用については、なお従前の例による。

5 第六条の規定による改正前の福島県情報公開条例（以下「旧情報公開条例」という。）第十一条第一項若しくは第二項の決定（以下「開示決定等」という。）又は旧情報公開条例第五条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであつてこの条例の施行の日前にされた開示決定等又はこの条例の施行の日前にされた開示請求に係る不作為に係るものについての第六条の規定による改正後の福島県情報公開条例の規定の適用については、なお従前の例による。

(文書法務課)

福島県条例第百十一号

福島県東日本大震災復興交付基金条例の一部を改正する条例

福島県東日本大震災復興交付基金条例（平成二十四年福島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(地域政策課)

福島県条例第百十二号

福島県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例

福島県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成十五年福島県条例第九十五号）は、廃止する。

附 則

1 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。
2 この条例による廃止前の福島県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例第一条第一項及び第二条第一項に規定する手数料であつて、この条例の施行の際まだ払込み又は納付がされていないものについては、なお従前の例による。

(情報政策課)

福島県条例第百十三号

福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成二十六年福島県条例第九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十五年法律第二十七号」の下に「以下「法」という。」を加える。
第二条を第五条とし、第一条の次に次の三条を加える。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 個人番号 法第二条第五項に規定する個人番号をいう。
二 特定個人情報 法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。
三 個人番号利用事務実施者 法第二条第十二項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。

四 情報提供ネットワークシステム 法第二条第十四項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(県の責務)

第三条 県は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第四条 法第九条第二項の条例で定める事務は、知事又は教育委員会が行う法別表第二の第二欄に掲げる事務とする。

2 知事又は教育委員会は、法別表第二の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第四欄に掲げる特定個人情報であつて自ら保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

(情報政策課)

福島県条例第百十四号

福島県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

福島県特定非営利活動促進法施行条例（平成十年福島県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表中「二本松市」を「二本松市 伊達市」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際改正後の福島県特定非営利活動促進法施行条例（以下「改正後の条例」という。）第三十六条各号に掲げる事務に係る特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）及び福島県特定非営利活動促進法施行条例（以下「法令」という。）のそれぞれの規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令のそれぞれの規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては伊達市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法及び改正後の条例の適用については、伊達市長がした処分その他の行為又は伊達市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(文化振興課)

福島県条例第百十五号

福島県環境創造センター条例

(設置)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条第一項の規定に基づき、福島県の環境の回復及び創造を図るため、福島県環境創造センター（以下「環境創造センター」という。）を設置する。

(位置)

第二条 環境創造センターは、田村郡三春町深作十番二に置く。

(名称及び位置)

第三条 環境創造センターに附属施設を置き、名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
野生生物共生センター	安達郡大玉村玉井字長久保六十七番地
猪苗代水環境センター	耶麻郡猪苗代町大字三ツ和字前田三十八番二

(業務)

第四条 環境創造センターにおいて行う業務は、次のとおりとする。

- 一 環境の回復及び創造に必要な調査分析及び試験研究に関すること。
- 二 環境放射線の監視及び測定に関すること。
- 三 原子力発電所周辺地域住民の安全対策に関すること。
- 四 環境の回復及び創造に関する技術、研究成果等の収集及び提供に関すること。
- 五 環境の回復及び創造に関する知識の普及、学習活動の支援及び技術研修に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、その設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(使用の承認)

第五条 環境創造センターの施設及び附属設備のうち、別表に掲げるもの（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

- 2 知事は、前項の承認の申請に係る施設等の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の承認をしてはならない。
 - 一 環境創造センターにおける秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
 - 二 環境創造センターの施設、附属設備等を毀損し、又は汚損するおそれがあるとき。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、その設置の目的に反するとき。
- 3 知事は、第一項の承認に環境創造センターの管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(使用の承認の取消し等)

第六条 知事は、前条第一項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は施設等の使用の中止を命ずることができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- 二 前条第二項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 三 前条第三項の規定により同条第一項の承認に付した条件に違反したとき。
- 四 偽りその他不正な手段により前条第一項の承認を受けたとき。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、前条第一項の承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は施設等の使用の中

止を命ずることができる。

一 災害その他の事故により前条第一項の承認に係る施設等の使用ができなくなったとき。

二 工事その他環境創造センターの管理のためやむを得ない事由が生じたとき。

第七條 (使用料)

使用者は、別表に定める額の使用料を納めなければならない。

第八條 (使用料の免除)

知事は、公益上必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料の全部又は一部を免除することができる。

第九條 (使用料不返還の原則)

既に納めた使用料は、返還しない。ただし、規則で定める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

第十條 (権利譲渡等の禁止)

使用者は、施設等を使用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。

第十一條 (原状回復)

使用者は、施設等の使用を終了したとき(第六條の規定による承認の取消し又は使用の中止の命令があつたためその使用を中止したときを含む。)は、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

第十二條 (遵守事項)

環境創造センターを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 環境創造センターの施設、附属設備等を毀損し、又は汚損しないこと。
- 二 物品を販売し、又は頒布しないこと(知事の許可を受けた場合を除く。)
- 三 所定の場所以外の場所において、喫煙又は飲食を行わないこと。
- 四 他の利用者に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、管理上知事が指示する事項(入館の規制等)

第十三條 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館若しくは退去を命ずることができる。

- 一 前條の規定に違反した者
- 二 環境創造センターの施設、附属設備等を毀損し、又は汚損するおそれのある者
- 三 館内の秩序を乱し、又はそのおそれのある者

第十四條 (委任)

この条例に定めるもののほか、環境創造センターの管理その他この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表 (第五條、第七條関係)

- 一 基本使用料

種 別	金 額	施 設 の 別		使用単位	使用料の額
		環境創造センター交流棟	会議室		
種 別	金 額	猪苗代水環境センター	研修室	全日	一一、八〇〇円
				半日	六、四〇〇円
		野生生物共生センター	会議室	全日	一一、八〇〇円
				半日	六、四〇〇円
		環境創造センター交流棟	多目的会議室	全日	三〇、五〇〇円
				半日	一五、三〇〇円
		環境創造センター交流棟	ホール	全日	二六、五〇〇円
				半日	一三、三〇〇円
		環境創造センター交流棟	同時通訳室	全日	二二、四〇〇円
				半日	一一、二〇〇円
		環境創造センター交流棟	同時通訳室	全日	四四、七〇〇円
				半日	二二、四〇〇円
環境創造センター交流棟	同時通訳室	全日	四四、七〇〇円		
		半日	二二、四〇〇円		

備考

- 1 使用単位の欄中「半日」及び「全日」とあるのは、それぞれ次に掲げる時間をいう。
 - (1) 半日 午前九時から午後一時まで又は午後一時から午後五時までの時間
 - (2) 全日 午前九時から午後五時までの時間
 - 2 使用する時間がこの表に定める使用単位に満たないときは、これをこの表に定める使用単位に切り上げて計算する。
 - 3 同時通訳室は、ホール及び同時通訳設備を使用する場合に限り使用することができる。
- 二 特別使用料

〔同時通訳無線 受信機を除く〕		センター交流	
同時通訳無線 受信機（一個 当たり）		棟	
全日	半日	全日	四四、一〇〇円
			三〇〇円
			六〇〇円

備考

- 1 設備使用料は、使用者が会議室、多目的会議室、ホール、同時通訳室又は研修室を使用するときに、基本使用料に加算する。
- 2 使用単位の欄中「半日」及び「全日」とあるのは、それぞれ次に掲げる時間をいう。
 - (1) 半日 午前九時から午後一時まで又は午後一時から午後五時までの時間
 - (2) 全日 午前九時から午後五時までの時間
- 3 使用する時間がこの表に定める使用単位に満たないときは、これをこの表に定める使用単位に切り上げて計算する。
(水・大気環境課環境創造センター整備推進室)

福島県条例第百十六号

福島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を

改正する条例

福島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項第一号中「第八條第二十三項」を「第八條第二十四項」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（高齢福祉課）

福島県条例第百十七号

福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

部を改正する条例

福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

第十三條第一項及び第五項中「第八條第二十三項」を「第八條第二十四項」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（高齢福祉課）

福島県条例第百十八号

福島県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

第十四條第三項中「第八條第二十三項」を「第八條第二十四項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十四項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める。

第二十三條第一項第一号中「第八條第二十三項」を「第八條第二十四項」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（高齢福祉課）

福島県条例第百十九号

福島県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「第八條第二十五項」を「第八條第二十六項」に改め、同条第三項中「第八條第二十三項」を「第八條第二十四項」に改める。

第十一條第三項中「第八條第二十三項」を「第八條第二十四項」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（高齢福祉課）

福島県条例第百二十号

福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十号）の一部を次のように改正する。

第十五條中「第八條第二十三項」を「第八條第二十四項」に改める。

第八十一條第一項中「第八條第二十七項」を「第八條第二十八項」に改める。

第八十四條第五号中「第八條第二十三項」を「第八條第二十四項」に改める。

附則第十八項中「第八條第二十七項」を「第八條第二十八項」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（高齢福祉課介護保険室）

福島県条例第百二十一号

福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例

福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第八条第二十五項」を「第八条第二十六項」に改め、同条第三項中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に、「第八条第二十四項」を「第八条第二十五項」に改める。

第七条中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

第十条第三項及び第七項中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。附則第七項中「第八条第二十六項」を「第八条第二十七項」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（高齢福祉課介護保険室）

福島県条例第二百二十二号

福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十二号）の一部を次のように改正する。

第八十条第一項中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

第二百五十四条中「第八条の第二十三項」を「第八条の第二十一項」に改める。附則第十六項中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二百五十四条の改正規定は、公布の日から施行する。

（高齢福祉課介護保険室）

福島県条例第二百二十三号

福島県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項及び第十二条第三項中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（高齢福祉課介護保険室）

福島県条例第二百二十四号

福島県特別児童扶養手当等の支給に関する法律等に係る事務処理の特例に関する条例

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三十四号。以下「法」という。）、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「改正法」という。）第七条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号。以下「省令」という。）に基づく事務のうち次に掲げる事務は、各町村が処理することとする。

一 法第十九条（法第二十六条の五において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請の受理及び知事への送付

二 法第三十五条（障害児福祉手当及び特別障害者手当に係るものに限る。）の規定による届出の受理及び知事への送付

三 改正法附則第九十七条の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第三十五条の規定による届出の受理及び知事への送付

四 省令第三条（省令第十六条において読み替えて準用する場合を含む。）、第四条（省令第十六条において準用する場合を含む。）、第六条（省令第十三条第二項において準用する場合及び省令第十六条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第十一条（省令第十三条第二項及び省令第十六条において準用する場合を含む。）の規定による通知

五 省令第五条（省令第十三条第一項及び第十六条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第七条から第十条まで（省令第十三条第一項において準用する場合及び省令第十六条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する届出の受理及び知事への送付

附則

1 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。
2 この条例の施行の際本則各号に掲げる事務に係る法令（以下「法令」という。）のそれぞれの規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令のそれぞれの規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては本則に規定する町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該町村の長がした処分その他の行為又は当該町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附則

（障がい福祉課）

福島県条例第二百五号

福島県医療法施行条例の一部を改正する条例

福島県医療法施行条例（平成十一年福島県条例第六十二号）の一部を次のように改正

する。

第三条第一項第三号中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(地域医療課)

福島県条例第二百二十六号

福島県歯科技工士法に係る事務処理の特例に関する条例

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第二項の規定により、歯科技工士法（昭和三十年法律第六十八号）第六条第三項の規定による届出の受理及び知事への送付に係る事務は、郡山市及びいわき市が処理することとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年三月一日から施行する。

(福島県歯科技工士法施行条例の廃止)

2 福島県歯科技工士法施行条例（平成十二年福島県条例第三十七号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に廃止前の福島県歯科技工士法施行条例第一条第一項に規定する歯科技工士法第十六条の規定に基づく歯科技工士国家試験合格証明書の交付の依頼がなされている場合には、当該合格証明書の交付に係る手数料の額については、なお従前の例による。

(地域医療課)

福島県条例第二百二十七号

福島県保健師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

福島県保健師等修学資金貸与条例（昭和三十七年福島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

別表県内の項第七号中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(地域医療課医療人材対策室)

福島県条例第二百二十八号

福島県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「三十歳以上の者であつて、」を削る。

附 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

(児童家庭課)

福島県条例第二百二十九号

福島県立テクノアカデミー条例の一部を改正する条例

福島県立テクノアカデミー条例（昭和三十九年福島県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第十五条の六第一項第二号」を「第十五条の七第一項第二号」に改め、同条第二項中「第十五条の六第一項第一号」を「第十五条の七第一項第一号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(産業人材育成課)

福島県条例第二百三十号

福島県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例

福島県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例（平成二十四年福島県条例第一百号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十五条の六第一項」を「第十五条の七第一項」に改める。
第三条中「第十五条の六第一項ただし書」を「第十五条の七第一項ただし書」に改める。
第四条中「第十五条の六第三項」を「第十五条の七第三項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(産業人材育成課)

福島県条例第二百三十一号

福島県農業総合センター条例の一部を改正する条例

福島県農業総合センター条例（平成十八年福島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「次代を担う農業者及び地域農業指導者を養成するとともに農業者等の研修を行う」を「実践的な農業の技術力と経営力を備えた地域のリーダーとなる農業者を育成する」に改め、同条第二項中「農学部」を「農業経営部」に改め、同条第三項を削る。

第十二条第一項中「農学部」を「農業経営部」に、「次のとおり」を「二年」に改め、同項各号を削る。

第十三条第一号を次のように改める。

一 農業経営部 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校を

卒業した者又はこれと同等以上の学力があると知事が認めたる者
 第十三条第二号中「地域農業指導者」を「就農希望者」に改める。
 第十六条及び第二十三条中「農学部」を「農業経営部」に改める。

附 則

- この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。
- この条例の施行の日前に改正前の福島県農業総合センター条例第十一条第二項に規定する福島県農業総合センター農業短期大学の農学部の課程を修了した者であつて改正後の福島県農業総合センター条例（以下「改正後の条例」という。）第二十三条第一項に規定する修了証明書又は成績証明書の交付を受けようとするものについての改正後の条例第二十三条の規定の適用については、同条第一項中「農業経営部」とあるのは、「農学部」とする。
 （農業担い手課）

福島県条例第百三十二号

福島県農産物検査機関登録申請等手数料条例

（手数料の徴収）

第一条 次の表の上欄に掲げる者から、それぞれ同表の下欄に定める額の手数料を徴収する。

納付しなければならない者	金 額
一 農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号。以下「法」という。）第十七条第二項の規定に基づく登録の申請者	一件につき十五万円
二 法第十八条第一項の規定に基づく登録の更新の申請者	一件につき一万円
三 法第十九条第一項の規定に基づく登録の変更（法第十七条第四項第三号の農産物検査を行う農産物の種類の増加に限る。）の申請者	一件につき三万円
四 法第十九条第一項の規定に基づく登録の変更（法第十七条第四項第四号の登録の区分の増加に限る。）の申請者	一件につき十五万円

（手数料の納付方法）

第二条 手数料は、福島県収入証紙で納付しなければならない。
 （手数料の不返還）

第三条 既に納付された手数料は、返還しない。

（過料）

第四条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（環境保全農業課）

福島県条例第百三十三号

福島県公有地の拡大の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

例の一部を改正する条例

福島県公有地の拡大の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例（平成二十一年福島県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。
 別表中「玉川村」を「玉川村 平田村 浅川町」に改める。

附 則

- この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。
- この条例の施行の際福島県公有地の拡大の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例本則各号に掲げる事務に係る公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号。以下「法」という。）のそれぞれの規定により知事がした処分その他の行為が現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法のそれぞれの規定により知事に対してなされた届出その他の行為で、施行日以後においては平田村又は浅川町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法の適用については、平田村若しくは浅川町の長がした処分その他の行為又は平田村若しくは浅川町の長に対してなされた届出その他の行為とみなす。
 （土木総務課用地室）

福島県条例第百三十四号

福島県港湾施設特別利用料徴収条例の一部を改正する条例

福島県港湾施設特別利用料徴収条例（昭和四十九年福島県条例第七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成四十七年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

（港湾課）

福島県条例第百三十五号

福島県都市公園条例の一部を改正する条例

福島県都市公園条例（昭和五十四年福島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第四条第六号中「はり紙」を「貼り紙」に、「はり札」を「貼り札」に改め、同条に次の一号を加える。

十一 他の公園利用者に危険を及ぼす行為をすること。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第四条第六号の改正規定は、公布の日から施行する。

（まちづくり推進課）

福島県条例第百二十六号

福島県営住宅等条例の一部を改正する条例

福島県営住宅等条例（昭和三十五年福島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表福島県営飯坂団地の項の次に次のように加える。

福島県営北中央団地

福島市

別表第一の一の表福島県営御茶園団地の項の次に次のように加える。

福島県営根柄山団地

二本松市

福島県営石倉団地

二本松市

福島県営表団地

二本松市

福島県営壁沢団地

川俣町

別表第一の一の表福島県営鶴見垣団地の項の次に次のように加える。

福島県営守山団地

郡山市

別表第一の一の表福島県営芦田塚団地の項の次に次のように加える。

福島県営石崎北団地

田村市

福島県営石崎南団地

田村市

福島県営平沢団地

三春町

別表第一の一の表福島県営白梅が郷団地の項の次に次のように加える。

福島県営白坂団地

白河市

福島県営南湖南団地

白河市

別表第一の一の表福島県営年貢町団地の項の次に次のように加える。

福島県営白虎団地

会津若松市

福島県営城北団地

会津若松市

別表第一の一の表福島県営高松団地の項の次に次のように加える。

福島県営北原団地

南相馬市

福島県営南町団地

南相馬市

福島県営西町団地

南相馬市

福島県営上町団地

南相馬市

福島県営牛越団地

南相馬市

別表第一の一の表に次のように加える。

福島県営関船団地

いわき市

福島県営家ノ前団地

いわき市

福島県営大原団地

いわき市

福島県営高萩団地

いわき市

別表第二「福島県営飯坂団地駐車場の項の次に次のように加える。

福島県営北中央団地駐車場

福島市

二千円

福島県菅根柄山団地駐車場	二本松市	千五百円
福島県菅石倉団地駐車場	二本松市	二千円
福島県菅表団地駐車場	二本松市	二千円
福島県菅壁沢団地駐車場	川俣町	千五百円
別表第二 福島県菅鶴見団地駐車場の項の次に次のように加える。		
福島県菅守山団地駐車場	郡山市	千五百円
別表第二 福島県菅桜岡団地駐車場の項の次に次のように加える。		
福島県菅石崎北団地駐車場	田村市	二千円
福島県菅石崎南団地駐車場	田村市	二千円
福島県菅平沢団地駐車場	三春町	千五百円
別表第二 福島県菅白梅が郷団地駐車場の項の次に次のように加える。		
福島県菅白坂団地駐車場	白河市	二千円
福島県菅南湖南団地駐車場	白河市	千五百円
別表第二 福島県菅年貢町団地駐車場の項の次に次のように加える。		
福島県菅白虎団地駐車場	会津若松市	二千円
福島県菅城北団地駐車場	会津若松市	二千円
別表第二 福島県菅高松団地駐車場の項の次に次のように加える。		
福島県菅北原団地駐車場	南相馬市	千五百円
福島県菅南町団地駐車場	南相馬市	二千円

福島県菅西町団地駐車場	南相馬市	千五百円
福島県菅上町団地駐車場	南相馬市	二千円
福島県菅牛越団地駐車場	南相馬市	千五百円

別表第二に次のように加える。

福島県菅関船団地駐車場	いわき市	二千円
福島県菅家ノ前団地駐車場	いわき市	千五百円
福島県菅大原団地駐車場	いわき市	二千円
福島県菅高萩団地駐車場	いわき市	千五百円

この条例は、公布の日から施行する。

附 則
(建築住宅課)

福島県条例第三百三十七号

福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

福島県建築基準法施行条例(昭和二十六年福島県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第七条本文中「小学校」の下に、「義務教育学校」を加え、「及び生徒」を「又は生徒(義務教育学校の後期課程に就学している生徒を除く。)」に改め、同条ただし書中「小学校」の下に「及び義務教育学校」を加える。
附則第二項各号中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第七条の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。
(建築指導課)

福島県条例第三百三十八号

福島県工業用水道条例の一部を改正する条例

福島県工業用水道条例(昭和三十七年福島県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一勿来工業用水道の項を次のように改める。

勿来工業用水道	いわき市南台の給水区域	6.90円	6.90円	13.80円
	いわき市南台以外の給水区域	4.80円	4.80円	9.60円

別表第一相馬工業用水道の項中「50.00円」を「48.00円」に、「100.00円」を「96.00円」に改める。

別表第二勿来工業用水道の項を次のように改める。

勿来工業用水道	いわき市南台の給水区域	2.26円		6.90円
	いわき市南台以外の給水区域	1.74円		4.80円

別表第二相馬工業用水道の項中「1.00円」を「3.48円」に、「50.00円」を「48.00円」に改める。

別表第三勿来工業用水道の項を次のように改める。

勿来工業用水道	いわき市南台の給水区域	2.26円
	いわき市南台以外の給水区域	1.74円

別表第三相馬工業用水道の項中「1.00円」を「3.48円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経営・販売課)

福島県条例第百二十九号

福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

福島県立病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年福島県条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条（見出しを含む。）及び第五条第一項中「病院」の下に「及び診療所」を加える。

第十一条中「並びに病院」の下に「及び診療所」を加える。

別表第一中「福島県立大野病院 双葉郡大熊町大字下野上字大野」を「福島県立大野病院 双葉郡大熊町大字下野上字大野」に改める。

別表第二中「双葉郡大熊町大字下野上字大野 双葉郡大熊町大字下野上字大野」を「双葉郡大熊町大字下野上字大野」に改める。

別表第三中「双葉郡大熊町大字下野上字大野 双葉郡大熊町大字下野上字大野」を「双葉郡大熊町大字下野上字大野」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年二月一日から施行する。

(病院経営課)

